

官能評価活用モデル事業実施要綱

（目的）

第1条 宮崎県食品開発センター（以下「センター」という。）は、県内の企業又は事業者（以下「県内企業等」という。）に対し、センターが保有する食品の官能評価に関する技術（以下「官能評価技術」という。）の普及及び官能評価技術を活用した商品の差別化等の取組を促進するため、官能評価活用モデル事業を実施するものとし、その実施についてはこの要綱の定めるところによる。

（実施内容）

第2条 官能評価活用モデル事業は、次の内容を実施するものとする。

- （1）センターは、県内企業等と連携して、加工食品（ヒトの日常生活において飲食される最終製品であって、市販品及び市販品と同等の規格で製造されたものに限り、簡易な加工を行ったもの、消費の利便性のための調理や切断を行ったもの及びアルコール類を除く。以下同じ）の官能評価に関する研究（官能評価の試験設計を含む。以下「官能評価研究」という。）を行うものとする。
- （2）センターと連携して官能評価研究を実施する者（以下「連携者」という。）は、官能評価研究が終了した後、官能評価研究の結果を活用し、加工食品の差別化等のための販売促進ツールの開発、開発した販売促進ツールを用いた加工食品の販売、差別化等による効果検証等（以下「販促ツール開発等」という。）を行うものとする。
- （3）センターは、前2号に規定する内容を実施した結果得た成果（以下「事業成果」という。）を公表するものとする。

（研究テーマの募集）

第3条 センターは、官能評価研究の連携者、研究対象の加工食品、研究内容等（以下「研究テーマ」という。）を関係機関からの推薦により、募集するものとする。

（連携者の要件）

第4条 連携者は、次の要件を満たす者とする。

- （1）県内に事業所を有する者であること。
- （2）研究テーマについて関係機関の推薦を受けていること。
- （3）県税に未納がないこと。
- （4）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- （5）構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（研究テーマの提案）

第5条 センターと連携した官能評価研究の実施を希望する者（以下「希望者」という。）は、官能評価研究提案書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- （1）実施計画書（別記様式第2号）
- （2）関係機関による推薦書（別記様式第3号）
- （3）前条第3号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明。原則として提出を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）

- (4) 前条第4号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第4号）
- (5) 前条第5号に係る暴力団関係者に該当しないことの誓約書（別記様式第5号）
- (6) その他所長が必要と認める書類

（研究テーマの選定）

- 第6条** 所長は、前条の提案書を受理したときは、審査委員会においてその内容を審査し、官能評価研究で実施する研究テーマを選定するものとする。
- 2 所長は、前項の審査に関し必要な事項を別に定める。

（秘密保持契約の締結）

- 第7条** 希望者又は連携者は、秘密保持申込書（別記様式第6号）により、所長に秘密保持契約を申し込むことができる。
- 2 所長は、前項の申込書を受理し、必要があると認められるときは、秘密保持契約を締結することができる。

（研究期間）

- 第8条** 官能評価研究の実施期間（以下「研究期間」という。）は、原則として単年度とする。

（試料の提供）

- 第9条** 連携者は、官能評価研究に係る官能評価に供する試料をセンターに提供するものとする。

（事業に係る経費）

- 第10条** 官能評価研究に係る官能評価の実施に要する経費（官能評価に供する試料の調達に要する経費を除く。）は、センターの予算の範囲内において、センターが負担するものとする。
- 2 官能評価研究に係る官能評価に供する試料の調達及び販促ツール開発等に要する経費は、連携者が負担するものとする。

（研究報告書の作成）

- 第11条** センターは、官能評価研究が終了したときは、遅滞なく研究報告書を作成し、連携者に官能評価研究の結果を報告するものとする。
- 2 センターは、当該研究テーマを推薦した関係機関に前項で作成した研究報告書を共有するものとする。ただし、連携者から共有しないよう所長に申入れがあり、かつ、共有しないことにつき相当の理由があると所長が認めた場合は、研究報告書の全部又は一部を共有しないことができる。

（事業成果の公表等）

- 第12条** センター又は連携者は、研究期間中において、官能評価研究の結果をセンター及び連携者以外の者（以下「第三者」という。）に開示するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。
- 2 センターは、研究期間終了の後、事業成果を公表するものとする。ただし、第17条に規定する特許出願に支障がある場合及び連携者から業務に支障を来す部分が含まれているとして、当該部分を公表しないよう所長に申入れがあり、かつ、公表しないことにつき相当の理由があると所長が認めた場合は、当該部分の全部又は一部を公表しないことができるものとする。
- 3 センターは、第19条の規定により第三者に対し実施の許諾をするときは、前項ただし書の規定にかかわらず、事業成果を公表できるものとする。

4 連携者は、センターが事業成果を公表するときは、これに協力しなければならない。

(設備等の使用)

第13条 連携者は、センターが管理する設備等のうち、官能評価研究の実施に必要なものについては、所長の同意を得て、無償で使用することができる。

2 連携者が、前項の規定によりセンターの設備等を使用するときは、所長の指示及びセンターの諸規程に従わなければならない。

3 連携者は、所長の同意を得て、官能評価研究の実施に必要な設備等をセンターに持ち込むことができる。

(賠償責任)

第14条 宮崎県（以下「県」という。）は、官能評価活用モデル事業の実施にあたり、連携者の責に帰する事由により生じた連携者の損害並びに連携者以外の者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

2 連携者は、連携者に属する研究員等が、故意又は重大な過失によってセンターの設備等に損害を加えたときは、県にその損害を賠償しなければならない。

(官能評価研究の中止、期間の延長)

第15条 所長は、次の各号のいずれかに該当するとき、官能評価研究を中止することができる。

(1) 連携者がセンターの指定する期限までに官能評価研究に係る官能評価に供する試料を提供しないとき。

(2) 官能評価研究に係る官能評価の試験設計の内容について、宮崎県工業技術センター及び宮崎県食品開発センター「人を対象とする研究のための倫理規程」（平成27年3月31日定め）に基づく実施の許可が得られないとき。

(3) 官能評価研究の実施中において試料を評価する被験者に健康被害等の危険や不快な状態等が現れ、当該研究を中止する必要があるとき。

(4) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 連携者の構成員等が宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 連携者の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）が連携者若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団の威力を利用したと認められるとき。

ウ 連携者の役員又は使用人が連携者の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 所長又は連携者は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、協議の上、当該研究を中止又は実施期間を延長することができる。

3 所長又は連携者は、前項の規定により、当該研究を中止した場合において、連携者又は県が受けた一切の損害について賠償する責めを負わないものとする。

(官能評価研究終了後の状況の報告)

第16条 連携者は、官能評価研究が終了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に、状況報告書（別記様式第7号）により販促ツール開発等の状況を所長に報告しなければならない。

2 所長は、連携者に対し、前項のほか必要に応じて報告を求めることができる。

(特許出願及び出願経費等)

第17条 県及び連携者は、官能評価研究において発明等が生じたときは、速やかに、相手

方に対し、その内容を通知しなければならない。なお、本契約において、「発明等」とは、知的財産権の対象となるものをいい、例えば、特許権にあっては発明、意匠権にあっては意匠、著作権にあってはプログラムの著作物、データベースの著作物又はデジタルコンテンツの著作物をいい、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、及び種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権
 - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、及び品種登録を受ける権利
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラム等の著作権
 - (4) 日本国外における前3号に掲げる各権利に相当する権利
- 2 県及び連携者は、それぞれに属する研究員等が官能評価研究の結果、共同して発明等を行ったときは、当該発明等に係る権利は、県及び連携者の共有とする。県及び連携者が当該発明等に係る権利について出願を行おうとするときは、共同して行うものとする。
 - 3 県又は連携者に属する研究員等が官能評価研究において単独で発明等を行ったときは、当該発明等に係る権利は、当該研究員等が所属する県又は連携者の単独所有とする。県及び連携者はそれぞれ、自己に単独に帰属する権利について出願を行おうとするときは、当該出願の対象となる発明等を単独で行ったことについて、事前に相手方の同意を得るものとする。
 - 4 第2項の共同出願に係る特許権等の取得及び管理のために必要な費用については、連携者が県内に事業所を有する場合は、持分に応じて負担し、それ以外の場合は、連携者が全額を負担するものとする。ただし、国際出願を行う場合は、連携者の全額負担とする。

（優先実施権）

第18条 県は、事業成果に関する共同発明等であって、県及び連携者の共有に係る特許等を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権等（以下「共有特許権等」という。）に係る発明等を連携者又は連携者が指定する者に限り、当該官能評価研究の終了の日から5年間を超えない範囲において、優先的に実施させることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第19条 県又は連携者は、第三者に対して共有特許権等に係る発明等の実施を許諾するときは、他の共有者の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の号のいずれかに該当する場合には、県が連携者以外の者に対して共有特許権等に係る発明等の実施を許諾することに連携者は応じるものとする。ただし、前条に定める優先実施期間を除く。
 - (1) 連携者が共有特許権等に係る発明等を正当な理由なく特許権等成立後5年以上実施しないとき。
 - (2) 共有特許権等に係る発明等を県及び連携者以外の者に実施させることが県の産業振興に資すると認められるとき。

（実施料）

第20条 県は、県が持分の全て又は一部を有する特許権等に係る発明等の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を実施者から徴収するものとする。

- 2 共有特許権等について連携者以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、県及び連携者に帰属するものとする。

附 則
この要綱は、令和5年8月2日から施行する。